

2020年9月14日
京都薬科大学

教員の懲戒処分について

このたび、2020年9月1日付けで下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

1. 被処分者：本学薬学部教授（男性、50歳代）

2. 処分の内容：停職6月

3. 事案の概要

懲戒に該当する事案の概要は、以下のとおりであります。

上記の者は、自らが主任を務める分野の女子学生に対して、長期のアカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、及び、同女子学生の個人的事案について、本人の了解を得ることなく他の学生に伝えていたこと等の不適切行為があったことが判明しました。

4. 処分の概要

上記の行為は、京都薬科大学ハラスメントの防止措置等に関する規程第2条第1項第1号、3号、学校法人京都薬科大学職員就業規則（以下「本学職員就業規則」という。）第41条第1項第4号及び第18条第1項第1号に該当する行為であることから、本学職員就業規則第41条第1項第1号及び第4号の規定により、停職6月の処分を行いました。

なお、本事案に対する監督責任として、学長及び理事長においては、「報酬（1月）の10%」を自主返納することとしています。

5. 再発防止について

本学教員の行った行為は、教育に携わる者としてあるまじき行為であり、被害を受けた方をはじめ関係の皆様にご心より深くお詫び申し上げます。

本学では、ハラスメント防止の取組みを推進してきましたが、このたびの事態を重く受け止め、今後このようなことが起こらないよう、職員に対して一層の意識啓発を図るとともに、再発防止、信頼の回復に努めて参ります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

京都薬科大学 庶務課 TEL：075-595-4600 FAX：075-595-4750